







表紙共 5 枚

# 駐屯地舗装補修工事

件名	駐屯地舗装補修工事			図面番号	1 / 5
図名	表紙			縮尺	—
総務部長	管理課長	営繕班長	施設管理	管財	工事企画
					
自衛隊熊本病院総務部管理課営繕班				令和 8 年 1 月 23 日	

仕 様 書

1 工事件名：駐屯地舗装補修工事

2 工事場所：熊本県熊本市東区東本町15番1号 自衛隊熊本病院

3 工事概要

- (1) アスファルト舗装撤去 t=50 一式
- (2) アスファルト舗装 t=50 一式
- (3) 区画線設置(溶融式) 一式

4 一般仕様

(1) 適用

ア 本工事の施工は、本特記仕様書によるほか設計図書、防衛省装備施設本部制定「土木工事共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という)の定めるところに従い誠意に行うものとする。また、これらに明記なき事項については、監督官との協議による他、図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、下記の要領等により実施するものとする。

- (7) 舗装設計施工指針・・・・・・・・・・日本道路協会
- (4) 舗装施工便覧・・・・・・・・・・日本道路協会
- (9) アスファルト舗装工事共通仕様書・・・・・・・・日本道路協会
- (x) 土木工事安全施工技術指針・・・・・・・・国土交通省
- (f) 建設工事公衆災害防止対策要綱
- (h) 建設副産物適正処理推進要領
- イ 本工事の実施に際して、関係諸法規を遵守するものとする。

(2) 建設副産物

受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日法律第48号)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要領」(国土交通省事務次官通達(平成14年5月30日))「建設工事における再生資源の活用について(通知)」(防整技第7405号(平成28年4月1日))を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

(3) 工事中の安全確保

- ア 自衛隊敷地内等工事関係車両の通行ルートの安全対策については、受注者の責任において十分管理するものとし、通行ルート及び工事施工場所周辺の道路等は、土砂等の飛散物による粉塵が発生しないように清掃及び未然処置等を実施するものとする。
- イ 工事の安全には充分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずると共に、機会あるごとに作業員に対して注意喚起を実施し、安全管理を徹底するものとする。
- ウ 工事中危険が予想される箇所については、事前に監督官の了解を得て第三者が入らないよう安全処置をとることとする。

(4) 自衛隊敷地内工事

- ア 受注者は、自衛隊敷地内で工事を行う場合、敷地内への立入り及び敷地内での行動(出入門手続き・火気取扱・工事用通行路等)は、当該駐(分)屯地等の規則(部隊諸規則)及び駐(分)屯地等関係者の指示を遵守して行うものとし、施工場所以外への立入りを禁止する。やむをえず施工場所以外への立入りを必要とする場合は、所定の手続きを行うものとする。
- イ 自衛隊敷地内の施設等に損傷を与えないよう充分注意して施工するものとし、万一破損させた場合は速やかに監督官に報告すると共に、受注者の負担において原状に復旧するものとする。
- ウ 本工事の写真は、カメラ(カラー)又はデジタルカメラを使用し、着工前、施工中、完成時及び監督官の指示するところを撮影し、アルバムに整理した後、一部監督官へ提出するものとする。
- エ 本工事に使用する材料は全て新品(指定した再生資源資材を除く)とし、監督官の検査を受けた合格品のみを使用する。
- オ 監督官の指示書類等は速やかに提出するものとする。
- カ 受注者は、仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従う。
- キ 改正建設業法に基づき、受注者は下請業者を締結する場合は、あらかじめ施工管理台帳を提出し、監督官の確認を受けるものとする。

5 特記仕様

(1) 共通

- ア 本工事着工前に着工前測量を実施し、設計図面と差異が無いか確認するものとする。差異がある場合は監督官に報告し、施工図を作成し、承諾を得た上で施工するものとする。
- イ 本工事に際し、周辺住民に対する騒音、振動等の環境面の十分な配慮をするものとする。
- ウ 産業廃棄物の処分(又は特定建設資材廃棄物の再資源化に係る処分)  
本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分(又は測定建設資材の再資源化に係る処分)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月25日法律第137号)又は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)に基づいて適正に処分するものとする。また、産業廃棄物の処分に際して、マニフェストの写しを一部監督官に提出するものとする。
- エ 再資源から構造した建設資材の利用  
受注者は、下表に掲げる区分に応じ、再生資源から製造した建設資材を利用するものとする。

名 称	使 用 区 分
再生加熱アスファルト混合物	道路舗装及び駐車場舗装の表層材料及び基層材料

※なお、上記についてやむを得ない理由により本資材によりがたい場合は、監督官と協議するものとする。

- オ 施工期間については、監督官の示す期間を標準とする。
- カ 施工完了後、切り取り試験を2箇所行うものとし、細部は監督官と協議の上実施するものとする。
- キ 契約期間以内に完成検査まで確実に終了させるものとする。

(2) 路盤工事

アスファルト舗装(乳剤散布含む)施工前に、不陸調整を行うものとする。

(3) アスファルト舗装工事

- ア アスファルト混合物は、共通仕様書表3.2.24アスファルト混合物の項によるものとし、配合は下表を基準とする。なお、施工に際しアスファルト混合物の配合資料(成分表等)を監督官に一部提出することとする。

混 合 物 の 種 類	使 用 区 分
再生密粒度アスコン(13)	共通仕様書 アスファルト混合物(密粒度アスコン)に準ずる

- イ 乳剤散布は下表を標準とする。

適 用	使 用 材 料	散 布 量	備 考
タックコート	アスファルト乳剤(PK-4)	0.4L/m <sup>2</sup>	アスファルト路盤面、安定処理路盤面等

- ウ 区画線に使用する材料及び塗布料は、下表のとおりとする。

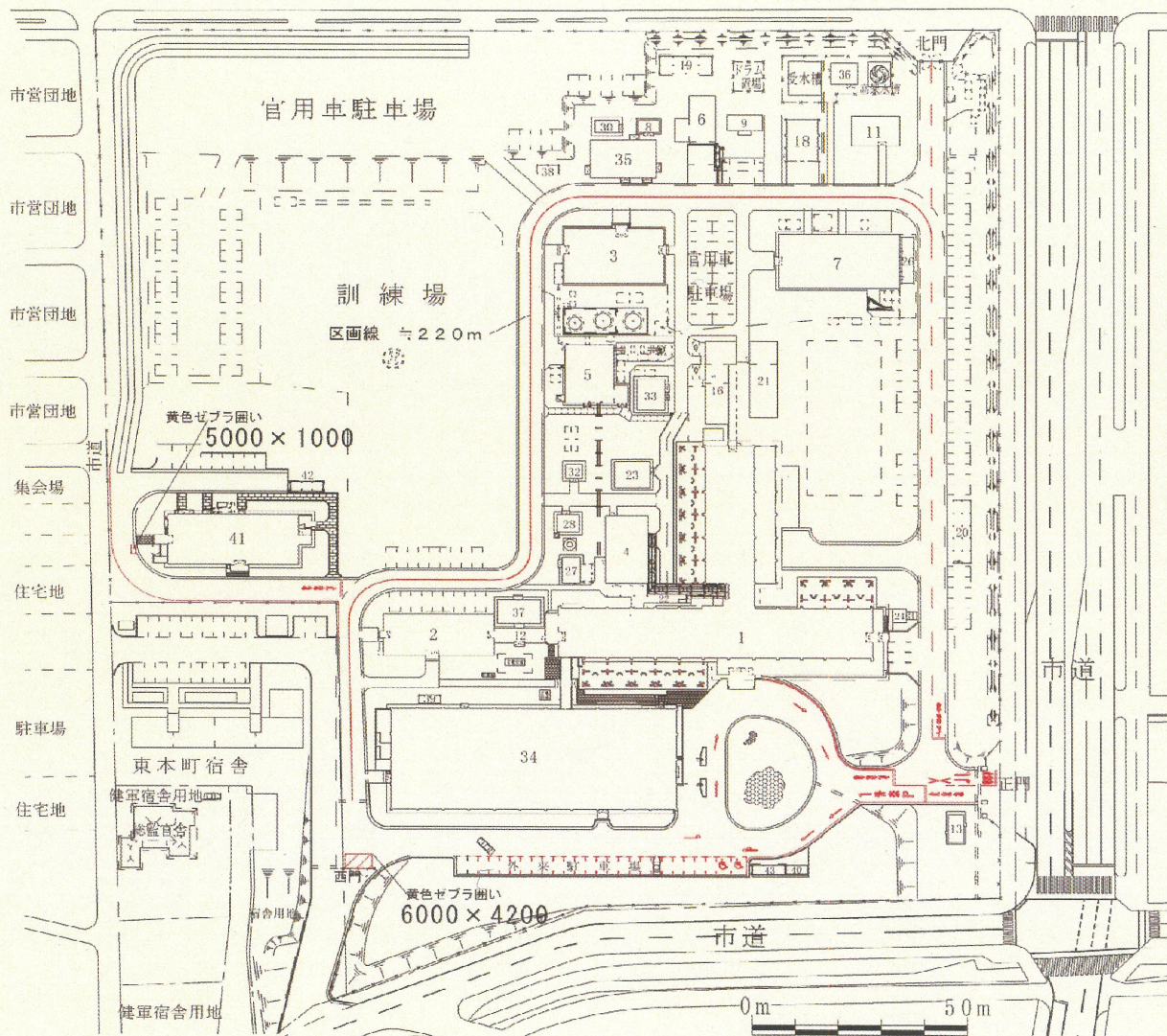
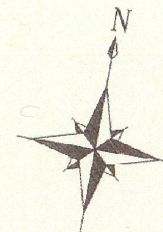
使 用 材 料	散 布 量	備 考
路面標示用塗料	厚1.5mm	JIS K 5665 (路面標示用塗料) 3種1号
路面標示塗料用ガラスビーズ	13.3kg/100m <sup>2</sup>	JIS R 3301 (路面標示塗料用ガラスビーズ) 1号

- ※ 区画線については、既設区画線の復旧を基準とする。

件 名	駐屯地舗装補修工事	図面番号	2 / 5
図 名	仕様書	縮 尺	—
自衛隊熊本病院総務部管理課管轄班			令和8年1月23日



区画線計画図



施工内容

- 区画線 (白150) : ≒ 696m
- 区画線 (白300) : ≒ 21m
- 区画線 (黄色150) : ≒ 17m
- 止まれ (文字入) : 4か所
- 矢印 : 白10か所、黄色1か所
- 黄色ゼブラ : 2か所
- 車椅子マーク : 2か所
- 外来Pの文字 : 1か所
- ×マーク : 1か所

施工場所

平面図

施工面積≒1,139.04  
 舗装版破碎：5センチ  
 不陸調整、高さ調整含む  
 表層 舗装厚5センチ  
 密粒度アスファルト混合物

縁石・建物物周囲・マンホール・  
 集水桝等との取り合い部は、段差  
 および隙間が生じないように適切に

